

別記 1－1 太陽光発電事業に関する指針

第 1 設置場所の選定

- (1) 事業計画にあたっては、地盤の安定性や凍結の有無等について十分な確認・検証のうえ設置場所を選定すること。また、別記 2 において規制の対象となっている区域に設置を計画するときは、代替地による事業の実施を含め慎重な検討を要すること。

第 2 防災・生活環境面における措置

- (1) ソーラーパネル、パワーコンディショナー等の設備は、信頼性の高いメーカーの製品を選定するとともに、一般社団法人太陽光発電協会（以下「JPEA」という。）による「10kw 以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」に準拠する等、設置場所の地域特性に応じて雪、台風等の影響を考慮した設備の選定や架台の設計を行うこと。また、十分な施工実績や業務の履行能力を有する施工業者を選定し施工にあたること。
- (2) ソーラーパネルの地面からの設置高は、必要最低限とすること。
- (3) 施設の設置工事のみならず、設置後の維持管理においても、公害、災害の未然防止の観点から、敷地内で雨水を一時貯留する等の対策を講じること。なお、必要に応じてあらかじめ下流域水利権者の承諾を得ること。
- (4) 工事期間中に発生する騒音、発電開始後のパワーコンディショナー等から生ずる騒音などについて、あらかじめ第 6 において規定する範囲の周辺住民等に説明すること。また、住宅に隣接した場所への設置を避ける、必要に応じて遮音壁を設置する等の対策を講じること。
- (5) 設置場所に防草シートや敷砂利等による除草対策、若しくは定期的な除草作業の実施等、雑草対策を講じること。
- (6) ソーラーパネルによる周辺への反射光の影響について、あらかじめ十分な検証を行うとともに、反射光の影響が予想される場合は、あらかじめ第 6 において規定する範囲の周辺住民等へ説明を行うこと。また、必要に応じて反射角の調整等の影響軽減対策を実施すること。
- (7) 緊急時に速やかに連絡が取れるよう、発電設備の外部から見えやすい場所（出入口付近等）に設備の管理者や責任者、所在、電話番号等を掲示すること。

第3 安全管理対策

- (1) 発電施設の規模に関わらず、施設の周囲はフェンスで囲い施錠措置をするなど、容易に敷地内に立ち入れないよう安全策を講ずること。
- (2) 工事施工中及び発電開始後とも、施設の入り口に発電所名、設置場所、発電出力、設置者名、保安全管理者名及び連絡先を明示した看板を設置すること。

第4 自然環境保全・景観保全上の措置

- (1) ソーラーパネル及びフレームの色は景観に配慮したものとする。
- (2) ソーラーパネル及びフレームは低反射で、文字や絵等が描かれていないものを使用すること。
- (3) パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色は、景観に配慮したものとする。ただし、周囲から当該施設が見通せないような措置をする場合はこの限りでない。
- (4) 道路沿いや住宅に隣接して設置するときは、原則として敷地境界（フェンス等を設置するときは当該フェンス等）から1mの間隔を空けること。なお、設備等の保守に必要な空間を確保するものとする。
また、通行者や通行車輛、民家から直接見えないよう植栽やフェンスで目隠しを行う等設置場所の状況に応じ、景観に配慮した措置を講ずること。
- (5) 丘陵地、高台等に設置するときは、伐採により樹木（稜線）の連続性を乱さないよう配慮するとともに、太陽光設備の設置により土地形状に違和感を与えないようにすること。また、主要道路や眺望点から視認できる場所であるときは、周辺景観との調和や威圧感が軽減されるような措置を講ずること。
- (6) 開発区域が10ha以上の場合は、造成工事は数ブロックに区分し、ブロック間に緩衝帯としての緑地を設ける等自然の連続性に配慮した工法とすること。
- (7) 開発面積が10ha以上のときは、緑地割合はおおむね25%以上とし、周辺部におおむね30m以上の残地森林又は造成森林若しくは緑地を配置すること。
- (8) 緑化にあたっては、地域の植生を考慮すること。
- (9) 水資源の確保を図るため、適切な工事の施工及び地下水の涵養機能の保持に配慮すること。

第5 運営・維持管理

- (1) 妥当な運営管理コストを想定した事業計画の立案を図ること。
- (2) 火災保険、買電収入補償保険等に参加すること。
- (3) JPEA による「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」に準拠する等、適切な保守管理体制により事業運営にあたること。
- (4) 発電施設の定期的な巡回点検を行うこと。なお、異常気象発生後はすみやかに現地を確認し、必要に応じて災害防止対策を講ずること。
- (5) 発電量や機器の稼動状況を把握可能な運用、保守体制の構築、及び遠隔監視装置の設置に努めること。

第6 住民等との合意形成

- (1) 要綱第8条第6項の規定による説明会は、開発区域の面積が1ha以上のときに行政区（開発区域が隣接する行政区に近接するときは当該隣接する行政区を含む。）を対象として実施しなければならない。
- (2) 上記以外の場合で、開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は、施設外周線からおおむね100m以内に居住する者等を、また、開発区域の面積が3,000㎡未満の場合は、施設外周線からおおむね50m以内に居住する者等を対象として、事業内容の説明にあたるものとする。

第7 事業終了時の措置

- (1) 設備の撤去費用について、事業計画に適切に計上すること。
- (2) 設備廃棄の際は、法令により定められた方法により適切に廃棄処分を行うこと。

第8 その他

- (1) 関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 良好な環境及び景観を保全する観点から、本来であれば出力50kw以上の規模となる発電施設を、同一の場所又は隣接地（当初の事業区域と直接接しないが、その態様から一体の事業と認められる場合の当該区域を含む。）において出力50kw未満に分割して設置する事業は原則として認めないものであること。
- (3) 開発事業者は、既に施工済みの太陽光発電施設においても、本指針の規定に沿った措置を講ずるよう努めるものとする。